

## 「情報公開文書」

受付番号： 2020-3-23

課題名：専門医取得から考える女性歯科医師のキャリアパス形成に疫学研究

### 1. 研究の対象

医療法上の歯科における広告が可能な専門医に関する資格名を取得した歯科医師。  
(詳細)

公益社団法人 日本口腔外科学会 口腔外科専門医 2134名

特定非営利活動法人 日本歯周病学会 歯周病専門医 1178名

一般社団法人 日本小児歯科学会 小児歯科専門医 1251名

一般社団法人 日本歯科麻酔学会 歯科麻酔専門医 345名

特定非営利活動法人 歯科放射線専門医 197名

計 5105名を対象とする。

上記人数は、2020年9月28日学会公式ホームページに掲載の名簿より参照。

### 2. 研究期間

2021年1月 ～ 2024年3月

### 3. 研究目的

歯科医師総数の性別構成における女性歯科医師の割合は、2000年の16.7%から2018年には24.1%となり、増加傾向にある。また、2014年における歯学部入学者総数に占める女性の割合は、41.6%と半数に近づいており、今後、女性歯科医師の割合は増加することが予想される。

女性の就労継続にかかるターニングポイントは、結婚、育児、介護などがあり、とりわけキャリア形成のスタートと、結婚や育児は並行することが多い。歯科医師の環境においても、女性歯科医師が、キャリア形成のスタートから数年の間に、出産・育児といったライフイベントにより離職や休職を余儀なくされる状況は否めない。復職を果たした場合にも、育児による時間的な制約から、非正規雇用を選択することも多く、結果として専門医取得やアカデミックポストへの登用を断念することが想定される。本研究では、女性歯科医師の就労や専門医取得などを統計調査から分析し、就労およびキャリアの継続に関する女性歯科医師の現状を明らかにすることを目的とする。

#### 4. 研究方法

歯科における広告が可能な専門医に関する資格名を取得した歯科医師を対象とした名簿を作成する。

名簿に掲載する項目としては、氏名、性別、専門医取得の有無、従事している施設の種別、医籍登録後の経過年数、博士号取得の有無を想定している。

初めに、対象とする5つの学会の公式ホームページにアクセスを行い、氏名、性別、専門医取得の有無、従事している施設の種別を参照する。続いて、医籍登録後の経過年数については、厚生労働省ホームページにおいて、医師等資格確認検索を行う。また、博士号取得の有無については、国立国会図書館のホームページにおいて公開されているデータベース上より検索が可能であることから、収集するデータはすでに一般に向けて公開されているものである。

抽出したデータを基に、それぞれの項目に対して、因子分析を行う。因子分析は、主成分法ののち、バリマックス回転もしくは、プロマックス回転、因子数は固有値1以上として計算する。因子分析の結果から、SAS University Editionによる統計分析を行う。

#### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

本研究において、研究対象者より新たな試料や情報の入手は行わない。

インターネット上に掲載の以下の項目をデータベース化する。

- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 取得している専門医の種別
- ・ 従事している施設名
- ・ 従事している施設の種別
- ・ 医籍登録後の経過年数
- ・ 博士号取得の有無

研究成果は、研究対象者の個人情報保護に措置を講じた上で、遅滞なく研究結果を医学雑誌等に公表する。

#### 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

#### 7. 研究組織

本学単独研究

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町4番1号 TEL：022-717-8434

東北大学大学院歯学研究科総合歯科診療部 佐々木燈子

研究責任者：東北大学病院総合歯科診療部 菊池雅彦

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

③ 法令に違反することとなる場合